

岩県民 第 458号
平成24年10月10日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者支援功労者表彰等取扱要綱の制定について（例規）

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条第1項に基づき、岩手県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体における犯罪被害者支援活動の一層の活性化等を図るため、みだしの要綱を制定し、平成24年10月10日より施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

犯罪被害者支援功労者表彰等取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号）第23条第1項に基づき、岩手県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）において、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、抜群の功労があったと認められる犯罪被害相談員、犯罪被害者直接支援員及びその他の支援員（以下「犯罪被害相談員等」という。）及び早期援助団体において犯罪被害者支援活動の維持、発展に顕著な功労があったと認められる職員並びに犯罪被害者支援活動に関し多大の協力及び貢献をしたと認められる個人又は団体に対して、岩手県警察本部長（以下「本部長」という。）と早期援助団体の代表者（以下「援助団体代表者」という。）とが連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類及び対象

1 犯罪被害者支援功労者表彰

早期援助団体において、多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、抜群の功労があったと認められる犯罪被害相談員等

2 犯罪被害者支援功労職員表彰

早期援助団体において、犯罪被害者支援活動の維持、発展に顕著な功労があったと認められる職員

3 感謝状

早期援助団体の犯罪被害者支援活動に関し多大の協力及び貢献をしたと認められる個人又は団体

第3 選考の基準

1 犯罪被害者支援功労者表彰

原則として犯罪被害者支援活動に7年以上尽力した者であって、第2第1項に該当するもの

2 犯罪被害者支援功労職員表彰

第2第2項に該当する者

3 感謝状

過去に援助団体代表者より感謝状または感謝状に相当する表彰を受けている者であって、第2第3項に該当するもの

第4 選考

1 本部長は、援助団体代表者と協議の上、第2に定める表彰の対象の中から、第3に定める選考の基準に該当する受賞者を選考する。

2 本部長は、前項の規定にかかわらず、援助団体代表者と協議の上、表彰の必要が特にあると認められる者を当該表彰の受賞者として選考することができる。

3 選考については、早期援助団体において定める様式により協議を受けたものについて、犯罪被害者支援功労者等表彰候補者調査書（様式）によって確認事務を行い決定

する。ただし、早期援助団体の定める様式が、内容において犯罪被害者支援功労者等表彰候補者調査書（様式）と重複する場合、これに代えることができる。

第5 表彰の実施

表彰は原則として早期援助団体において定める規定に基づいて行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。また、各表彰を受けるべき者が死亡した場合には、生前にさかのぼって表彰する。

第6 雑則

第1から第5までに定めるもののほか、本部長と援助団体代表者とが連名で行う表彰に関し必要な事項は、本部長が援助団体代表者と協議の上、定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

様式

犯罪被害者支援功労者等表彰候補者調査書

表 彰 候 補 者	所属団体の名称	
	(ふりがな) 氏 名	
	住 所	
	生年月日 (年齢)	
	職 務 区 分	
職 務 経 歴		
過 去 の 受 賞 歴		
功 労 の 概 要		
参 考 事 項		

